

平成26年4月1日から令和3年3月31日までに耐震改修をした場合

【住宅耐震改修に伴う所得税の特別控除】

個人が住宅について、一定の要件を満たす住宅耐震改修を完了した場合に、その年分の所得税額から一定の額を控除するものです。

1 対象住宅

次の要件を満たす住宅

- ①特別控除の適用を受けようとする者が自ら居住する住宅
- ②昭和56年5月31日以前に建てられた（着工された）住宅
- ③現行の耐震基準に適合しないもの

2 対象工事

次の要件を満たす耐震改修

- ・現行の耐震基準に適合させるための住宅耐震改修
- ・平成26年4月1日から令和3年3月31日までに耐震改修を実施したもの。

3 控除額

- ・その者のその年分の所得税額から「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用」※の金額の10%に相当する額（ただし、消費税及び地方消費税率8%又は10%が適用される場合は上限25万円、5%が適用される場合は上限20万円）

※「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用」の算出方法は裏面参照

4 注意事項

- ・津市で「住宅耐震改修証明書」を発行する場合は原則、「木造住宅耐震補強事業補助金」の交付を受けた、耐震改修工事が対象となります。なお、「木造住宅耐震補強事業補助金」の交付を受けた方で、住宅耐震改修証明申請をする際に必要な書類は、住宅耐震改修証明申請書のみとなります。

津市 都市計画部 建築指導課
〒514 - 8611 津市西丸之内23番1号
TEL : 059-229-3187 / FAX : 059-229-3336
E-mail : 229-3185@city.tsu.lg.jp

「当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用」の算出方法

以下の表の左欄の住宅改修の内容の区分に応じ、それぞれ同表の中欄の額に右欄の数値を乗じた金額の合計額となります。

| | | |
|-----------------------------|-------------|------------------|
| 木造の住宅（「木造住宅」という。）の基礎に係る耐震改修 | 15,900 円 | 当該家屋の建築面積（単位㎡） |
| 木造住宅の壁に係る耐震改修 | 23,400 円 | 当該家屋の床面積（単位㎡） |
| 木造住宅の屋根に係る耐震改修 | 20,200 円 | 当該耐震改修の施工面積（単位㎡） |
| 木造住宅の基礎、壁及び屋根に係るものの以外の耐震改修 | 34,700 円 | 当該家屋の床面積（単位㎡） |
| 木造住宅以外の住宅の壁に係る耐震改修 | 78,000 円 | 当該家屋の床面積（単位㎡） |
| 木造住宅以外の住宅の柱に係る耐震改修 | 2,552,000 円 | 当該耐震改修の箇所数 |
| 木造住宅以外の住宅の壁及び柱に係るものの以外の耐震改修 | 267,600 円 | 当該家屋の床面積（単位㎡） |